

令和6年度「健康保険被扶養者資格確認調査」に必要な添付書類

添付書類省略のため、今年度からはマイナンバー法に基づき、専用ネットワークシステムを用いて、税情報等の照会を行います。（照会が困難な方へは、別途書類の提出を求める場合がございます。）

調査対象のご家族が該当する書類を、下表を参考に添付してください。書類の詳細は下段をご参照ください。

提出書類だけで確認できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

対象者		収入状況	添 付 書 類 ※最新年度のものを添付してください	
配偶者		収入あり	アルバイト等の給与受給者 ➡「直近3ヶ月の給与明細書」	
			給与以外の収入がある方 ➡「確定申告書及び収支明細書」	
			株式等の収入がある方 ➡①「年間取引報告書」など （②「確定申告書」）	
			年金受給者 ➡「年金振込通知書等」	
		収入なし		添付無し
16才以上の子	学生 ※	収入あり	・平成18年4月1日以前生まれ ➡「学生証」又は「在学証明書」	
		収入なし	・平成18年4月2日以後生まれ ➡添付書類無し	
	学生以外	別居	下記収入関係の書類に加え、 「直近3ヵ月分の送金を証明するもの」	
		収入あり	アルバイト等の給与受給者 ➡「直近3ヶ月の給与明細書」	
			給与以外の収入がある方 ➡「確定申告書及び収支明細書」	
			株式等の収入がある方 ➡①「年間取引報告書」など （②「確定申告書」）	
		収入なし	添付無し	

対象者			収入状況	添 付 書 類 ※最新年度のものを添付してください	
実父母 祖父母 兄弟 孫弟妹	義父母 その他	同居	収入あり	アルバイト等の給与受給者 ➡「直近3ヶ月の給与明細書」	
				給与以外の収入がある方 ➡「確定申告書及び収支明細書」	
				株式等の収入がある方 ➡①「年間取引報告書」など （②「確定申告書」）	
				年金受給者 ➡「年金振込通知書等」	
			学生の方 左欄の学生※の場合に同じ		
		収入なし	「非課税証明書」		
		学生の場合 左欄の学生※の場合に同じ			
		別居	下記収入関係の書類に加え、「直近3ヵ月分の送金を証明するもの」		
			収入あり	アルバイト等の給与受給者 ➡「直近3ヶ月の給与明細書」	
				給与以外の収入がある方 ➡「確定申告書及び収支明細書」	
				株式等の収入がある方 ➡①「年間取引報告書」など （②「確定申告書」）	
				年金受給者 ➡「年金振込通知書等」	
			学生の方 左欄の学生※の場合に同じ		
		収入なし	添付無し		
		学生の方 左欄の学生※の場合に同じ			

【添付書類の説明】

添付書類	注意事項	入手先
直近3ヶ月の給与明細書	・①勤務先名 ②氏名 ③支払月 ④総支給額記載のものをご提出ください。 ・明細が前わない場合は勤務先発行の「給与支払証明書」や、働き始めの場合は「至近の明細書もしくは雇用契約書」をご提出ください。	勤務先
確定申告書及び収支明細書	・令和5年度の確定申告書類一式（収支内訳書、損益計算書を含む）をご提出ください。 ・個人事業収入、不動産収入など、給与・年金以外の収入がある場合に提出が必要です。 ＊開業したばかりで確定申告をしていない場合は、開業届をご提出ください。 ＊確定申告をされていない場合はその理由を連絡欄に記載ください。	本人控（写）
年間取引報告書 （取引残高報告書）	令和5年度分の「年間取引報告書」などの株式等収入書類と確定申告をされている場合は、令和4年度の確定申告書もご提出ください。 ＊年間取引報告書とは、特定口座での年間の譲渡損益等を集計した報告書で、証券会社が作成・交付する書類です。一般口座の場合は、取引残高報告書をご提出ください。	金融機関等
年金振込通知書等	発行日が日が令和6年6月以降の「年金振込通知書」や「年金改定通知書」など、受給されている全ての年金受取額を証明するものをご提出ください。（国民、厚生、基金、遺族、障害、恩給等） ＊紛失した場合、年金事務所で再発行が可能です。	年金事務所
学生証	平成18年4月1日以前生まれの学生は学生証の両面の添付が必要です。 ＊「在学証明書」でも可。①氏名②学校名③交付日（④有効期限）が分かるようにご提出ください。 ＊学生の方は、収入の証明書（給与明細・収入証明・送金証明等）の提出は不要です。	就学先
直近3ヶ月の送金を 証明するもの	直近3ヵ月分の生活費の①送金額、②送金元（被保険者）と③送金先（被扶養者）が確認できる「銀行振込の利用明細」もしくは「通帳の該当ページの写し」等をご提出ください。（通帳の該当でない箇所につきましては、塗りつぶしていただいて構いません） ＊手渡し現金などは、送金として認められません。	金融機関等